

3 教員歴による「他の種類」の免許状の取得方法（別表第6の2）

(1) 栄養教諭2種免許状から1種免許状を取得する方法

- ① ②に該当しない場合
- ② 管理栄養士の免許を受けている場合

【別表第6の2、施行規則第17条の2、県教委規則第23条】

		①							②	
栄養教諭2種免許状取得後、栄養教諭として良好な成績で勤務した在職年数		年	3	4	5	6	7	8	以上9	—
栄養教諭2種免許状取得後、大学等において修得することを必要とする最低単位数		単位	40	35	30	25	20	15	10	単位8
最低修得単位数			32	27	23	19	16	11	7	—
管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目	管理栄養士学校指定規則別表第1に規定する科目の中から修得すること。									—
最低修得単位数			2	2	2	2	1	1	1	2
栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	左記に関する事項を含む科目について修得すること								
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項									
	食生活に関する歴史的及び文化的事項									
	食に関する指導の方法に関する事項									
最低修得単位数			6	6	5	4	3	3	2	6
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目		2	2	1	1	1	1	1	2
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目		2	2	2	2	2	2	1	2

(注) 1 最低在職年数（3年）を超える在職年数には、校長、副校長、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職における在職年数を通算することができる。

【別表第3備考第7号、施行規則第68条】

2 休職・育児休業・病気休暇・産前及び産後休暇等は、在職年数に含めない。

【施行規則第70条】

3 大学の他に、認定講習又は公開講座等により修得した単位をもって替えることができる。

【別表第3備考第6号】

4 「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数に不足する単位数については、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の中から任意に修得すること。

5 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科で修得することができる。

【別表第3備考5号、施行規則第22条の3】

(2) 栄養教諭専修免許状

【別表第6の2、施行規則第17条の2】

栄養教諭1種免許状取得後、栄養教諭として良好な成績で勤務した在職年数	3年以上
栄養教諭1種免許状取得後、大学院等において修得することを必要とする最低単位数	「大学が独自に設定する科目」 15単位

(注) 1 休職・育児休業・病気休暇・産前及び産後休暇等は、在職年数に含めない。

【施行規則第70条】

2 大学院、大学（短期大学を除く。）の専攻科又は専修免許状取得のための認定講習もしくは公開講座等において修得すること。

【別表第3備考第4号・第6号】